

第 9 期における介護サービスの状況について

I 要支援・要介護認定者等について

- 令和 5 年度末の県内の要支援・要介護認定者数は約 127,500 人であり、制度創設当初の平成 12 年度と比較し、約 3 倍となっている。
- 認定者のうち、軽度者（要支援・要介護 1）の占める割合が高くなってきており、令和 5 年度末には約 51.2% となっている。
- 第 1 号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の割合である要介護認定率は、令和 4 年度末と比べて約 0.5% 増加し、令和 5 年度末は約 19.1% となっている。
- 要介護認定率の令和 5 年度末の全国平均は約 19.4%（令和 4 年度末約 18.9%）であり、本県の要介護認定率は全国平均とほぼ同水準となっている。

図 1 要支援・要介護認定者数及び要介護認定率の推移



出典：介護保険事業状況報告（令和 6 年度以降は市町村推計）

II 介護サービスの給付について

- 令和 4 年度の介護費用（介護給付額＋自己負担額）は約 1,935 億円であり、制度創設当初の平成 12 年度と比較し、約 3.5 倍に増加している。

表 1 本県の介護費用等の推移

（単位：億円）

	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30	R2	R3	R4
介護費用 （実績）	549	915	1,055	1,250	1,476	1,648	1,750	1,873	1,913	1,935
介護給付 額（実績）	491	816	957	1,132	1,372	1,497	1,572	1,679	1,714	1,734

出典：介護保険事業状況報告

Ⅲ 介護予防事業の実施状況について

平成27年度介護保険法改正に伴い、平成29年4月1日から「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」がスタートし、介護予防事業は市町村ごとの事業計画に基づき実施している。

市町村は、一般介護予防事業を構成する介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業及び地域リハビリテーション活動支援事業の5事業のうち必要な事業を組み合わせ、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施するものとされているところである。

令和5年度の一般介護予防事業の実施市町村は、介護予防把握事業は35市町村、介護予防普及啓発事業は34市町村、地域介護予防活動支援事業は33市町村、一般介護予防評価事業は9市町村、地域リハビリテーション活動支援事業は26市町村であった。

各保健福祉事務所の管内市町村支援を通じて、市町村の事業計画と介護予防事業取組状況の比較や、事業実施上の困りごと、課題感を把握し、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行っていく。

Ⅳ 特別養護老人ホームの整備状況について

1 待機者の状況

特別養護老人ホームへの入所希望者の実数は、第9期みやぎ高齢者元気プラン（以下「第9期計画」という。）策定の基礎数値とするため令和5年4月1日時点で調査したが、その時点では4,637人の入所希望者がおり、うち優先待機者（施設入所の緊急性が高いと考えられる要介護3以上の自宅における入所希望者）は1,423人であった。

毎月取りまとめている入所状況調によれば、同一人からの複数施設への申込をそのまま集計したものであるが、令和5年4月1日時点での入所希望者数は、延べ16,493人となっており、令和2年4月調査時点の22,064人から5,571人減少している。また、令和6年4月1日時点での入所希望者は延べ14,943人と令和5年4月1日時点と比較しても1,550人減少し、施設整備の効果といえる。

2 特別養護老人ホームの整備計画

第9期計画においては、第8期計画までの整備不足数と今後必要なサービス提供見込みに基づく市町村の整備計画数の積み上げとして275床を計画している。

令和6年度における整備計画は129床、定員総数は13,185人であるが、令和6年11月時点での整備数は57床、定員総数は13,113人となっている。これは令和6年度末時点での目標値としている定員13,185人に対して99.5%の達成率となっている。

表 2 特別養護老人ホーム整備計画及び整備実績について

特別養護老人ホーム整備実績・見込

R6_12.1 現在

区分		H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度		
目 標	みやぎ高齢者元気プラン	第7期						第8期						第9期						
	期別目標（単年度）	513床		319床		400床		336床		269床		220床		129床		76床		70床		
	期別目標（累計）	513床		832床		1,232床		336床		605床		825床		129床		205床		275床		
実 績	広域型 （定員30人以上）	県	6件	66床	3件	35床	4件	93床	1件	30床	3件	59床	4件	72床	4件	32床				
		仙台市	5件	309床	2件	180床	4件	227床	0件	0床	2件	210床	1件	100床	0件	0床				
		計	11件	375床	5件	215床	8件	320床	1件	30床	5件	269床	5件	172床	4件	32床				
	地域密着型 （定員29人以下）	県	0件	0床	2件	42床	0件	0床	0件	0床	2件	58床	1件	29床	1件	29床				
		仙台市	0件	0床	0件	0床	0件	0床	0件	0床	1件	29床	1件	29床	0件	0床				
		計	0件	0床	2件	42床	0件	0床	0件	0床	3件	87床	2件	58床	1件	29床				
	単年度合計	11件	375床	7件	257床	8件	320床	1件	30床	8件	356床	7件	230床	5件	61床					
	元気プラン期別累計	375床		632床		952床		30床		386床		616床		61床						
	総定員数	11,972床		12,144床		12,464床		12,490床		12,826床		13,056床		13,113床						
	既存施設定員増減			▲ 85床				▲ 4床		▲ 20床				▲ 4床						

※R6年度整備分は、見込み

V 特別養護老人ホーム以外の介護基盤整備の状況について

1 施設サービス基盤の整備状況

(1) 介護老人保健施設

令和6年度末時点でのサービス見込量は定員総数9,097人であり、既に整備が完了している。

(2) 介護医療院

令和6年度末時点でのサービス見込量は定員総数261人である。これに対し、令和6年11月現在、定員総数は241人となっており、92.7%の達成率となっている。

2 居住系サービス基盤の整備状況

(1) 認知症高齢者グループホーム

令和6年度末時点でのサービス見込量は定員総数5,126人である。これに対し、令和6年11月現在、5,004人となっており、97.6%の達成率となっている。

(2) 特定施設入居者生活介護

令和6年度末時点でのサービス見込量は定員総数4,080人である。これに対し、令和6年11月現在、4,250人となっており、充足している。

表3 施設サービス基盤の整備実績

介護サービス基盤の整備状況

施設種別	第7期計画				8期計画				9期計画		
	実績			目標	実績			目標	R6目標	R7目標	R8目標
	箇所数	定員	達成率		箇所数	定員	達成率		定員	定員	定員
特別養護老人ホーム	200	12,464	97.2%	12,829	207	13,056	98.2%	13,289	13,185	13,261	13,331
介護老人保健施設	93	9,138	98.7%	9,259	95	9,097	97.7%	9,308	9,097	9,117	9,117
認知症高齢者グループホーム	294	4,794	95.7%	5,009	296	4,942	97.6%	5,064	5,126	5,198	5,299
特定施設入居者生活介護	-	4,166	111.9%	3,722	-	4,071	95.6%	4,257	4,080	4,109	4,109

3 地域密着型サービスの推進状況

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

県内における事業所数は20箇所となっており、今後も需要が見込まれることから、引き続き市町村への働きかけ等を行い整備に努める。

(2) 看護小規模多機能型居宅介護

県内における事業所数は27箇所となっており、今後も需要が見込まれることから、今後も引き続き市町村への働きかけ等を行い整備に努める。

(3) 小規模多機能型居宅介護

県内における事業所数は79箇所となっており、今後も需要が見込まれることから、引き続き市町村への働きかけ等を行い整備に努める。

VI 介護保険施設の生活環境の改善

施設は利用者にとっての生活の場であり、プライバシーに配慮した生活環境が確保される必要があることから、施設整備にあたっては、個室・ユニット型での整備を基本としつつ、利用者負担の観点などから多様な形態での整備を望む声があることを考慮し、地域の実状に応じた多床室等従来型での整備についても配慮することとしている。具体的には、平成25年4月から施行した特別養護老人ホーム等の人員、設備及び運営に関する基準を定めた県条例において、居室定員の弾力的運用に関する独自基準を規定している。

参考 条例等による独自基準の制定について

- 地方分権一括法の施行により、これまで国の政省令等で全国一律に定められていた特別養護老人ホーム等施設等の人員、設備及び運営に関する基準について、地方分権の観点から、地方公共団体において条例で定めることになった。
- 宮城県においても、関連する条例等を策定し、平成25年4月1日から施行しているが、その中で、特別養護老人ホームにおける従来型の居室定員については、原則1人としながらも、地域の実情に応じ必要があると認める場合には4人以下とすることができることとしている。